

帰還困難区域（大熊町）所在の申立人が所有する土地（登記上の地目は山林）の財物損害について、同土地は別荘地の区画の一つとして販売されており、周辺に住宅が点在していること、同土地に樹木は生育していないこと、同土地の近くまで上水道が敷設されていること等の事情を考慮し、準宅地として評価した額について賠償された事例。

1270

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙1記載の損害項目及び期間に限定して和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、別紙1記載の損害項目及び期間に対する和解金として金153万7103円の支払義務のあることを確認する。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、別紙1記載の損害項目（別紙1記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

6 確認条項

申立人及び被申立人は、本和解契約書第1項別紙1イの財物について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償である場合でも、賠償金の支払にかかわらず、所有権は移転しないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年5月12日

（別紙2 物件目録省略）

(別紙1)

	損 害 項 目	金 額	期 間
ア	平成24年12月5日 付被申立人プレスリ リースに基づく追加賠 償・追加的費用等	金4万0000円	自 平成23年3月11日 至 平成24年8月31日
イ	別紙2物件目録記載の 土地に係る財物損害	金149万7103円	
	合計	金153万7103円	